

令和3年8月4日

組合員・被扶養者のみなさまへ

大阪市職員共済組合

（担当：保健医療係

電話：06-6208-7597

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下における令和3年度保健事業について

平素は、当共済組合事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

標題について、政府による新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された場合における、緊急事態措置実施期間の保健事業実施の取扱いについてお知らせします。

なお、今後も感染状況の変化などにより保健事業の実施につきましては随時見直し、お知らせいたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

1 組合員向け保健事業について

がん検診	実施（※1）
特定保健指導	
個別保健指導	
糖尿病受診支援	
運動実践スターター講座	
食生活実践スターター講座	中止（※2）
出張型健康講座	

（※1）個別で実施する事業は、感染症対策を講じながら継続して実施します。

利用される組合員様におかれましても、マスクの着用や手洗い等、感染症予防へご協力いただきますようお願いいたします。

なお、集団で実施する運動実践スターター講座及び食生活実践スターター講座は、個別対応に変更して実施する予定ですので、実施事業者から該当期間の申込者宛に連絡し、対応します。

（※2）集団で実施する講座のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から緊急事態宣言解除となるまでの間は中止いたします。

なお、実施事業者から該当期間の各所属の担当者宛に連絡し、実施日の変更及びオンライン講座等による実施方法の変更について対応します。

2 被扶養者向け保健事業について

配偶者人間ドック	実施（※3）
特定健康診査・特定保健指導	

（※3）個別で実施する事業は、感染症対策を講じながら引き続き実施します。

利用される被扶養者様におかれましても、マスクの着用や手洗い等、感染症予防へご協力いただきますようお願いいたします。